

研究活動に関する不正防止研修実施要項

1. 目 的

本研修は、研究活動上における不正行為や研究費の不正使用を防止するため、本学構成員が公正な研究活動に関する意識の高揚を図ることを目的とする。

2. 実施主体

本研修は、研究戦略室（研究倫理教育推進部署及び防止計画推進部署）において実施する。

3. 研修種別及び完了判定

（1）研修種別*は、次の3区分とする。

- ① 研究活動上の不正行為防止に関する研修及び研究費の不正使用防止に関する研修
- ② 研究活動上の不正行為防止に関する研修
- ③ 研究費の不正使用防止に関する研修

（2）各区分とも、理解度テストを受け、全問正解で受講完了とする。

*別紙1「研究活動に関する不正防止研修実施体制図」の研修種別を参照。

4. 受講義務者

受講義務者は、別紙1「研究活動に関する不正防止研修実施体制図」の受講対象者区分に基づき、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者（以下「研究倫理教育責任者等」という。）が決定するものとする。

5. 受講期限

（1）研究倫理教育責任者等から受講依頼を受けた受講義務者は、以下の期限までに受講すること。

- ① 7月1日時点における受講義務者
当該年度の8月末日まで
- ② 7月2日以降に受講義務者となった者
受講義務者となった月の翌々月の末日まで

（2）受講義務者であって、育児休業等で現在勤務していない者については、復職後、復職月の翌月の末日までに受講すること。

6. 受講方法

- (1) S S Oシステムにログイン後、システム一覧から「E L M S ポータル（教育情報システム）」にアクセスし、研修を受講するものとする。
- (2) 受講方法の詳細は、別紙2「研究活動に関する不正防止研修内容及び受講方法」を参照すること。

7. 部局管理者業務

- (1) 部局管理者（事務部の長（ただし、部を置く事務部にあっては、研究倫理教育責任者等が指名する当該事務部の課長））は、研究倫理教育責任者等の指示の下、部局等の受講状況を管理し、受講未完了者がいる場合は受講の督促を行った上で、適宜、研究倫理教育責任者等へ実施状況を報告する。
- (2) 部局管理者業務の詳細については、別紙3「研究活動に関する不正防止研修部局管理者業務」による。

8. 受講状況報告

- (1) 研究倫理教育責任者等は、研究不正対応統括管理責任者及び統括管理責任者（以下「統括管理責任者等」という。）へ、7月1日時点における受講義務者の受講状況について、当該年度の9月15日（9月15日が休日の場合はその直近の平日）までに報告を行うものとする。
- (2) 研究倫理教育責任者等は、統括管理責任者等へ、7月2日以降翌年1月末日時点までに受講義務者となった者の受講状況について、当該年度の3月10日（3月10日が休日の場合はその直近の平日）までに報告を行うものとする。
- (3) 報告時に受講率が100%未満の部局等において、受講率が100%に到達した時は、研究倫理教育責任者等は、統括管理責任者等へ、速やかに報告を行うものとする。なお、受講率が100%に未達の部局等に対しては、研修管理者から受講状況について照会を行うことがある。
- (4) 各部局等の7月1日時点における受講義務者の受講状況については、部局長等連絡会議において報告を行うものとする。

9. その他

- (1) 本研修の受講未完了者の、外部資金への応募又は参画は、認めない。また、既配分資金がある場合は、執行停止措置を執ることがある。
- (2) 受講義務者以外の者が、本研修を受講することは妨げない。